

令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年2月4日 盛岡市

1 趣旨

この公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、盛岡市（以下「市」という。）が実施する「令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託」（以下「本業務委託」という。）の委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 件名 令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託
- (2) 業務内容 「資料2 業務仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 見積上限額 4,708,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) その他 このプロポーザルは、令和8年度当初予算案が成立することを前提に進めるため、同予算の市議会の議決をもって有効となることから、当該議決がなされなかつた場合又は予算額が修正された場合は、この手続を中止し、又は変更することがある。

3 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

なお、資格要件を満たす者複数が共同して提案を行うこともできるものとする。

- (1) 法人格を有していること。また、「協議会」など共同体により応募する場合は、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ア 共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
 - イ 構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- (2) 本業務委託の実施について、市の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 5(2)に定める企画提案書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4 日程

(1) 公募開始

令和8年2月4日（水）

(2) 受付期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月25日（水）午後5時まで（必着）

(3) 質問受付

令和8年2月4日（水）から令和8年2月17日（火）午後5時まで（必着）

(4) 質問への回答公表

令和8年2月19日（木）

(5) 企画提案書の審査（プレゼンテーション及び質疑）

令和8年3月12日（水）

(6) 結果通知発送

令和8年3月末日までに全ての参加者に文書で通知するとともに、盛岡市公式ホームページで結果を公表する。

5 プロポーザルに関する手続

(1) 提出書類の交付

参加申込書、質問書等のプロポーザルに関する資料の様式等は、盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。

盛岡市公式ホームページアドレス（<https://www.city.morioka.iwate.jp/>）

(2) プロポーザルへの参加の申込み及び企画提案書の受付

プロポーザル参加者（共同提案の場合は、代表者）は、令和8年度盛岡市生活困窮者就労準備支援事業業務委託公募型プロポーザル参加申込書（様式1－1）及び「資料3 企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）7部（正本1部、副本6部）を、令和8年2月4日（水）から令和8年2月25日（水）午後5時までに次のとおり提出すること。

ア 持参する場合の提出方法

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までに盛岡市保健福祉部生活福祉第一課（盛岡市内丸3番46号 盛岡市役所内丸分庁舎3階）に持参すること。

イ 郵送する場合の提出方法

郵送用封筒は、二重封筒とし、中封筒に企画提案書等を入れて密封し、外封筒に「盛岡市就労準備支援事業企画提案書」と朱書きして、「書留」、「簡易郵便」又は「特定記録」のいずれかの郵便とし、令和8年2月25日（水）午後5時までに盛岡市保健福祉部生活福祉第一課に到達するように送付すること。

ウ 留意事項

企画提案書等は、プロポーザル参加者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え、再提出及び撤回は、認めないものとする。

エ その他

(ア) プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。

(イ) 提出書類は、必要に応じて複写する。使用は、庁内及び選考委員会の検討に限るものとする。

(3) 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関する質問は、実施要領等に関する質問票（様式1－2）により次のとおり、受け付けること。